

4 総 第 1 1 1 3 号  
令和 4 年 8 月 2 2 日

亀岡市議会議長  
福 井 英 昭 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年8月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専 決 処 分 書

亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月8日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

## 工事請負契約の変更について

令和3年2月16日三煌・堤・山和特定建設工事共同企業体との間に締結した亀岡市立詳徳小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約を下記のとおり変更する。

令和4年8月8日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

変更に伴う請負代金増加額 金4,384,600円